

緊急事態宣言の期間延長に伴う教育関係の対応

1. 学校における対応

県立学校における学校運営の基本方針

感染防止対策を徹底しながら、引き続き教育活動を継続する

① 感染予防の更なる徹底

- 健康観察の徹底（体調不良の際は登校させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 授業等における合唱・調理実習等の中止
- オンライン学習の活用
- 食事中の会話禁止（会話は食事後にマスクを付けてから）

② 登下校時の3密の回避

- 電車・バス等による登下校時の過密状態を極力避けるため、原則として、始業時刻の繰り下げや短縮授業等の実施

③ 部活動の中止

- 部活動を原則中止

④ 修学旅行等学校行事

- 修学旅行等は、目的地的等の状況、生徒の心情等を踏まえ、保護者の十分な理解を得て、中止または延期を含め、実施の可否を判断

⑤ 卒業式

- 卒業生、教職員、保護者(1名まで)で規模を縮小して実施
※特別支援学校においては、児童生徒の状況に十分配慮して実施
- 卒業式後の集まりや会食の自粛

2. 家庭における対応

⑥ 家庭へのお願い

- 規則正しい生活習慣の徹底（体調不良の際は登校しない・させない）
- 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- 会食等の自粛

3. 市町村への要請

① 感染予防の更なる徹底

④ 修学旅行等学校行事

⑤ 卒業式

※学校規模や地域の感染状況等を踏まえて取り組むよう要請

⑥ 家庭へのお願い

※部活動については、感染リスクの高い活動の制限及び感染防止策の徹底について市町村教育委員会に要請

令和3年度埼玉県公立高等学校入学者選抜

県公立高校入試は感染防止対策を徹底したうえで予定通り実施

従来の対応

令和3年度入試での対応

出願

(2月12日～16日)

受検生が高校に持参

原則、中学校ごとに郵送

学力検査

(2月26日)

1検査会場の定員は40名

1検査会場の定員は35名以下

※受検生同士の距離を1m以上確保

※常時換気、マスク着用の義務付け

※37.5度以上の発熱は、受検できない

追検査

(3月3日)

インフルエンザ等で学力検査を欠席した受検生が受検

従来の対応に加え、一定の条件(行政検査で陰性、症状なし、公共交通機関を使用しない)※を満たせば**新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者の受検を認める**

発表

(3月8日)

午前9時に高校で掲示発表

午前9時からウェブ発表

特別追検査

(3月12日)

新規

学力検査から14日後に特別追検査を実施

新型コロナウイルス感染症に感染し、学力検査・追検査が受検できなかった受検生 (健康観察期間が終了した者のみ) が受検

※濃厚接触者の受検については「令和3年度大学入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した試験実施のガイドライン」に準じる